

仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金交付要綱

(令和5年10月24日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学と連携して研究開発事業を展開する事業者や、3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu（ナノテラス、以下「ナノテラス」という。）を活用して研究開発を行う事業者が集積するリサーチコンプレックスの形成を推進するため、当該目的のもと市内の指定地域に新たに事業拠点を開設する事業者に対し、拠点設置に係る費用につき予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、コアリションとは、ナノテラス利用の前提となる「産」と「学」による有志連合を指し、ナノテラスの建設・運営主体である一般財団法人光科学イノベーションセンターと事業者がナノテラスの利用に関する覚書を締結したことをもって、当該事業者がコアリションに加入したとみなす。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 別表第1に掲げる地域において賃貸人と賃貸借契約を締結し、新たにオフィス、ラボ、その他の研究開発拠点（以下「オフィス等」という。）を開設する者。ただし、次のいずれかの場合を除く。

ア 賃貸借契約書等において、月額賃料（消費税及び地方消費税を除く）が確認できない場合

イ 賃貸人が申請者と親密な関係を有している又は申請者本人である場合

ウ 住居と兼用で利用する場合

エ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する東北大学連携型起業家育成施設（仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-40）に入居する場合

(2) 次に掲げる要件のうちいずれかに該当する者

ア 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業、学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所、教育、学習支援業のうち大学又は市長が適当と認めるこれに類する業を行う事業所であって、前号の拠点において、大学との共同研究又は市長が適当と認めるこれに類する契約に基づき研究開発等を行う者

イ 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業、学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所、教育、学習支援業のうち大学又は市長が適当と認めるこれに類する業を行う事業所であって、ナノテラスのコアリションに加入している者又は1年間あたり32時間以上ナノテラスを利用して研究開発等を行う見込みがある者

ウ 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する学術研究、専門・技術サービス業のうち、商品検査業、非破壊検査業、その他の計量証明又は市長が適当と認めるこれに類する業を行う事業所であって、ナノテラスのコアリションに加入し、ナノテラスの利活用に資

する事業を行う者

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者

ア 暴力団又は暴力団員等と関係を有している者

イ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていない、または、本市の市税を滞納している者

ウ ナノテラスの整備・運営の主体となる事業者(ナノテラス整備に係る地域パートナー、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律で定めるナノテラスに係る登録施設利用促進機関等)

エ 申請対象となる拠点の設置に係る費用について、国又はその他団体から補助金を交付される者。ただし、宮城県放射光施設関連企業賃料補助金を除く。

オ その他市長が交付対象と認めない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条第1号に規定する施設における賃料(消費税及び地方消費税、共益費、敷金、礼金並びに保証金等を除く。)とする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の補助率は補助対象経費の3分の1以内、1事業者あたりの補助限度額は1月につき10万円とする。ただし、退去日が月の末日でないときの補助金の額は日割り計算とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象期間)

第6条 補助金の交付対象期間は、初めて交付決定を受けた月の翌月から起算して3年を限度とする。ただし、初めての申請が4月1日から4月10日までに行われたときは、その月の初めから起算して3年を限度とすることができる。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、2月15日までに市長に提出して行うものとする。なお、市の次会計年度分について継続して申請する場合は、翌年度の4月10日までに市長に提出して行うものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、申請が到達してから30日以内にその内容を審査の上、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による通知は、交付決定を仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金交付決定書(様式第2号)、不交付決定を仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金不交付決定書(様式第3号)により行う。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の申請は、あらかじめ仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出して行い、その承認を受けなければならない。

3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、あらかじめ仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出して行い、その承認を受けなければならない。

4 前2項の規定による申請に対する承認は、仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定の内容を取り消し、又は変更することができる。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに、仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金申請取下書（様式第7号）により行うものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて、補助事業の完了、中止若しくは廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、市長に提出して行うものとする。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行ったうえで、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金確定通知書（様式第9号）により行う。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に、補助金を交付するものとする。ただし、市長は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算払による交付を希望する月の賃料の支払いが完了したのちすみやかに、仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前2項の規定による請求書の提出があった場合は、当該請求書の内容を審査し、適当と認

めるときは補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った決定に違反したとき

2 前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

（事業実施状況の報告）

第 16 条 補助事業者は、交付対象期間の終了する日の属する月の翌月から 1 年間を事業報告対象期間として、市長の定める日までに、仙台市リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金事業状況報告書（様式第 12 号）により事業の実施状況について市長に報告しなければならない。ただし、交付対象期間の終了する日が市の会計年度の終了する日であり、翌年度も継続して申請する場合は、この限りでない。

（立入検査等）

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は担当職員にその事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他の必要な措置を講ずるよう指示することができる。

（書類の整備等）

第 18 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 19 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、イノベーション推進部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から実施する。

附則（令和 7 年 3 月 24 日改正）

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	該当地域
1 都心部	都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 3 項の規定に基づく都市再生緊急整備地域
2 青葉山	東北大学青葉山新キャンパス地区、青葉山北キャンパス地区及び青葉山東キャンパス地区
3 星陵	東北大学星陵キャンパス地区
4 片平	東北大学片平キャンパス地区